

第九十六回国会 衆議院 運輸委員會 會議録 第五号

昭和五十七年三月十九日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 越智 伊平君

理事 三枝 三郎君

理事 宮崎 茂一君

理事 吉原 米治君

理事 阿部 文男君

理事 久間 章生君

理事 近岡 理一郎君

理事 古屋 亨君

理事 山村新治郎君

理事 伊賀 定盛君

理事 関 晴正君

理事 辻 第一君

理事 中馬 弘毅君

出席國務大臣

運輸大臣 小坂徳三郎君

出席政府委員

運輸政務次官 鹿野 道彦君

運輸大臣官房長官 西村 康雄君

委員外の出席者

運輸省航空局長 仲田豊一郎君

運輸省航空局長 田代 裕君

労働大臣官房参事官 岡部 晃三君

労働省労働基準局監督課長 荻生 敬一君

運輸委員会調査室長

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

旅行業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○越智委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、旅行業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小林恒人君。

○小林(恒)委員 旅行業法の一部を改正する法律案が先般小坂運輸大臣の方から提起をされましたけれども、提案をされた趣旨説明の中で、大きく四つの項目を立てて提案をされておられるわけであり

ます。もちろん法律そのものが、業法というたてまえが存在することを承知しているわけであり、すけれども、まず、この旅行業法の一部を改正する突破口となった数々の要素が、おありであろうというぐあいに考えます。たとえば東南アジア等へのき

わめて不健全な旅行体制、こういったことなどを含めて、業法を改正して健全な旅行業というものを目指していく。加えて、国民そのものが安心をして旅行ができるような体制にしていこうという趣旨だと判断をするのでありますけれども、小坂運輸大臣の御見解をまず冒頭に承つてから質問に入りたいと思つております。

○小坂運輸大臣 ただいま委員が御指摘になりましたのもその大きな原因の一つでございますが、国民が非常に旅行に対しての大きな期待を持つ現代でございます。したがって、旅行を楽しいものにすると、か有益なものにするためには、これを扱うところの旅行業者に対しても、国民はそれ

なりの期待感を持つておると思うのであります。

しかし、いま御指摘のような点、あるいは先般起こりましたような、旅行業者が倒産することによって、集めた数億の金が返済できない、これは全部、旅行しようとする人たちの負担になってしまつて、こうした場合がございまして、また、相手国の法に違反したようなことをやつて、そうした面から日本との関係が非常に悪くなるようなこと等々いろいろございまして、要するに、旅行業自体の中にも、業務運営の面で非常に不適切な面が多々あったと思つてございまして、

そうしたことを直すということが大きな主目的でございますが、同時に、旅行業界自体が自分の体質を改善しよう、そうした方向に進んでいくように指導するというのが適切ではないかと思つたので、今回の改正案を提出させていただいたわけであり

ます。○小林(恒)委員 業法を改正する理由などについては、それなりに幅広いものがあるだろうと思つては、その今回の改正案を通過したいと思つて、業法改正によつて主権旅行業者の責任が非常に大きくなつていく。さらに、代理店業に対する親会社の責任が強化されていく。こういったことについては、

業界にとつてはきつめて大きな問題が中身として存在するのだと考えるわけです。これはちよつとオーバーな表現かもしれませんが、旅行業界の再編、系列化に直結していくのではないだろうか、こういう危機の念を持たざるを得ない部分が見受けられるわけです。

政府は、この業界の将来について、構造をどのようにならねばならないのか、この点についてお伺いしたいと思つております。

○西村政府委員 お答え申し上げます。

今回の旅行業法の改正によりまして、一番のねらいは、旅行業者が国民一般に対して、その行

取引に対し信頼を勝ち取るということにござい

ます。先ほども御指摘がありましたように、最近、旅行の普及、特に旅行業者の利用が普及するに伴

いましつていろいろなトラブルが起きております。今後、旅行業が大きく伸びるためには、何よりも

信頼を勝ち取る必要があるということにござい

ます。その場合には、旅行業は多様な需要に応じていくということが必要でございますので、多様な

旅行業者の活動というものを将来にわたつて期待していかねばなりません。そういう意味では、

大手の旅行業者は大手なりに、中小の旅行業者は中小の旅行業者なりに、それぞれの創意と工夫を生かした中で国民の信頼を得るような体制を

つくつていくということを今回の法律は期待しておりますし、また、そのような方向に今後進んでいくものと期待しております。

○小林(恒)委員 大手、中小、それぞれに、この業界の中で整合性を保ちながら商売を営んでいくことができるようになつてまいりました。ところが、この御説明でありましたが、それが、第二條の中に「主権旅行」というものが改めて加えられましたが、主権旅行は旅行業の中で今日どういう役割りを果たしているのかといった点について、主権旅行と手配旅行、通称パッケージツアーと言われるようなものの存在が大変多くなつてきて、特に海外旅行等については五十四年度を見ますと約四百四十万人、そのうち八二%は観光渡航をして、この数は三百二十万人ぐら

いにならうかと思つております。主権旅行でもつて旅行される方は百万人を越えるのではないかと試算をされておる中で、「主権旅行」という項目が加わつた目的について明確にさせていただきたいと思つて

おります。○西村政府委員 いま御指摘のように、主権旅行の普及は大変なものがございまして、現在行われて

おる団体旅行の過半数は主催旅行で、この率は年々ふえております。

この主催旅行につきましてもいろいろな問題点がありますが、一つは、主催旅行の投機性、主催旅行というのは旅行業者の方で企画しますので、かなり投機性がございまして、この投機が失敗した場合に引き起こされる問題に対して営業保証金制度を拡充する、主催旅行に対して営業保証金制度を拡充するということが一つのねらいでございまして、それから第二の問題は、主催旅行は旅行業者の責任で行われるものでございまして、旅行を円滑に行わせる、確実に往けることが特に要請されます。この意味で、その旅程を管理するための添乗員を中心としたしまして、旅程管理の面で主催旅行を確実にものにするということを改正の主たる目的にしております。

○小林(恒)委員 旅程管理が主たる目的であるという点については、ある意味で理解をするので、すけれども、主催旅行と手配旅行というのは、正確な意味で区分ができていないのだから、具体的な申し上げますと、ここにいま町にはらんをしていてパンフレットを持参しているのがありますけれども、たとえばハネムーン旅行なんというのは主催旅行でもって計画をされているわけですね。新婚さんがカップルでもってハワイに出かけていくといった場合に、本当の意味でこれが主催旅行と言えるのだろうか、この点については非常に疑問視せざるを得ません。新婚旅行というのは、二人つきり二人の将来を語り合うものなのではないでしょうか。主催旅行という形で団体を組んで、さらに添乗員がつくのかつかないのか、それから目的地に行ったときに、新婚のカップルの旅程管理を主催した旅行会社はどのように行うのかということを考えてみた場合、新婚旅行まで主催旅行であるといった旅行パンフレットが春先になるとはらんをする、秋の結婚シーズンになるとはらんをする。こればかりでありません。他にもこの種の、主催旅行なのか手配旅行なのか、明確に区分けがつかないというものがたくさんあるわけですね。

○西村政府委員 ただいま、主催旅行には多様な形があるという御指摘でございました。おっしゃるとおり、主催旅行には、旅行のスケジュールがきちっと決められ、利用する交通機関あるいは宿泊施設が事細かに書かれている主催旅行もございまして、非常に簡単な形で書いてある、行きの交通機関と向こうのホテルだけが書いてある、途中のツアーが全然ないという簡便なものまでござい

○小林(恒)委員 余り深くこのことばかりを議論するつもりはありませんけれども、先ほど来申し上げているように、ハネムーンなんというのは、この会社名を挙げることは避けられますけれども、「心に残る旅」ということで、こんな分厚いパンフレットが出ていくわけですね。こういったパンフレットのの中身を見ると、これはハワイだけではなく、グアム、サイパン、オーストラリア、ニュージーランドを初めとして、いわゆる風光明媚だと言われる観光地への新婚旅行なども主催旅行として企画をされている。これはだれが主催旅行だという判断をするのですか。こんなのは消費者のレベルでは理解できない部分ですよ。これに類するものが数多く出てきているという状況の中で、あえてこの業法の一部改正の中で、主催旅行

○西村政府委員 たいだいま御指摘の旅行業法の第二条でございまして、これは旅行業の定義をしておりまして、それは、旅行業法が規制の対象とする旅行業の活動の範囲でございまして、その点では今回は変更する必要がないと一応考えて、現行のような形でございまして、その後は旅行業者の活動の仕方について、主催旅行とかその他の旅行ということが問題になるので、このような定義の改正にさせていただきます。

○小林(恒)委員 余り深くこのことばかりを議論するつもりはありませんけれども、先ほど来申し上げているように、ハネムーンなんというのは、この会社名を挙げることは避けられますけれども、「心に残る旅」ということで、こんな分厚いパンフレットが出ていくわけですね。こういったパンフレットのの中身を見ると、これはハワイだけではなく、グアム、サイパン、オーストラリア、ニュージーランドを初めとして、いわゆる風光明媚だと言われる観光地への新婚旅行なども主催旅行として企画をされている。これはだれが主催旅行だという判断をするのですか。こんなのは消費者のレベルでは理解できない部分ですよ。これに類するものが数多く出てきているという状況の中で、あえてこの業法の一部改正の中で、主催旅行

○西村政府委員 たいだいま御指摘の旅行業法の第二条でございまして、これは旅行業の定義をしておりまして、それは、旅行業法が規制の対象とする旅行業の活動の範囲でございまして、その点では今回は変更する必要がないと一応考えて、現行のような形でございまして、その後は旅行業者の活動の仕方について、主催旅行とかその他の旅行ということが問題になるので、このような定義の改正にさせていただきます。

○小林(恒)委員 余り深くこのことばかりを議論するつもりはありませんけれども、先ほど来申し上げているように、ハネムーンなんというのは、この会社名を挙げることは避けられますけれども、「心に残る旅」ということで、こんな分厚いパンフレットが出ていくわけですね。こういったパンフレットのの中身を見ると、これはハワイだけではなく、グアム、サイパン、オーストラリア、ニュージーランドを初めとして、いわゆる風光明媚だと言われる観光地への新婚旅行なども主催旅行として企画をされている。これはだれが主催旅行だという判断をするのですか。こんなのは消費者のレベルでは理解できない部分ですよ。これに類するものが数多く出てきているという状況の中で、あえてこの業法の一部改正の中で、主催旅行

○西村政府委員 たいだいま御指摘の旅行業法の第二条でございまして、これは旅行業の定義をしておりまして、それは、旅行業法が規制の対象とする旅行業の活動の範囲でございまして、その点では今回は変更する必要がないと一応考えて、現行のような形でございまして、その後は旅行業者の活動の仕方について、主催旅行とかその他の旅行ということが問題になるので、このような定義の改正にさせていただきます。

○小林(恒)委員 余り深くこのことばかりを議論するつもりはありませんけれども、先ほど来申し上げているように、ハネムーンなんというのは、この会社名を挙げることは避けられますけれども、「心に残る旅」ということで、こんな分厚いパンフレットが出ていくわけですね。こういったパンフレットのの中身を見ると、これはハワイだけではなく、グアム、サイパン、オーストラリア、ニュージーランドを初めとして、いわゆる風光明媚だと言われる観光地への新婚旅行なども主催旅行として企画をされている。これはだれが主催旅行だという判断をするのですか。こんなのは消費者のレベルでは理解できない部分ですよ。これに類するものが数多く出てきているという状況の中で、あえてこの業法の一部改正の中で、主催旅行

○西村政府委員 たいだいま御指摘の旅行業法の第二条でございまして、これは旅行業の定義をしておりまして、それは、旅行業法が規制の対象とする旅行業の活動の範囲でございまして、その点では今回は変更する必要がないと一応考えて、現行のような形でございまして、その後は旅行業者の活動の仕方について、主催旅行とかその他の旅行ということが問題になるので、このような定義の改正にさせていただきます。

○西村政府委員 たいだいま御指摘の旅行業法の第二条でございまして、これは旅行業の定義をしておりまして、それは、旅行業法が規制の対象とする旅行業の活動の範囲でございまして、その点では今回は変更する必要がないと一応考えて、現行のような形でございまして、その後は旅行業者の活動の仕方について、主催旅行とかその他の旅行ということが問題になるので、このような定義の改正にさせていただきます。

○小林(恒)委員 余り深くこのことばかりを議論するつもりはありませんけれども、先ほど来申し上げているように、ハネムーンなんというのは、この会社名を挙げることは避けられますけれども、「心に残る旅」ということで、こんな分厚いパンフレットが出ていくわけですね。こういったパンフレットのの中身を見ると、これはハワイだけではなく、グアム、サイパン、オーストラリア、ニュージーランドを初めとして、いわゆる風光明媚だと言われる観光地への新婚旅行なども主催旅行として企画をされている。これはだれが主催旅行だという判断をするのですか。こんなのは消費者のレベルでは理解できない部分ですよ。これに類するものが数多く出てきているという状況の中で、あえてこの業法の一部改正の中で、主催旅行

○西村政府委員 たいだいま御指摘の旅行業法の第二条でございまして、これは旅行業の定義をしておりまして、それは、旅行業法が規制の対象とする旅行業の活動の範囲でございまして、その点では今回は変更する必要がないと一応考えて、現行のような形でございまして、その後は旅行業者の活動の仕方について、主催旅行とかその他の旅行ということが問題になるので、このような定義の改正にさせていただきます。

○小林(恒)委員 余り深くこのことばかりを議論するつもりはありませんけれども、先ほど来申し上げているように、ハネムーンなんというのは、この会社名を挙げることは避けられますけれども、「心に残る旅」ということで、こんな分厚いパンフレットが出ていくわけですね。こういったパンフレットのの中身を見ると、これはハワイだけではなく、グアム、サイパン、オーストラリア、ニュージーランドを初めとして、いわゆる風光明媚だと言われる観光地への新婚旅行なども主催旅行として企画をされている。これはだれが主催旅行だという判断をするのですか。こんなのは消費者のレベルでは理解できない部分ですよ。これに類するものが数多く出てきているという状況の中で、あえてこの業法の一部改正の中で、主催旅行

○西村政府委員 たいだいま御指摘の旅行業法の第二条でございまして、これは旅行業の定義をしておりまして、それは、旅行業法が規制の対象とする旅行業の活動の範囲でございまして、その点では今回は変更する必要がないと一応考えて、現行のような形でございまして、その後は旅行業者の活動の仕方について、主催旅行とかその他の旅行ということが問題になるので、このような定義の改正にさせていただきます。

○小林(恒)委員 余り深くこのことばかりを議論するつもりはありませんけれども、先ほど来申し上げているように、ハネムーンなんというのは、この会社名を挙げることは避けられますけれども、「心に残る旅」ということで、こんな分厚いパンフレットが出ていくわけですね。こういったパンフレットのの中身を見ると、これはハワイだけではなく、グアム、サイパン、オーストラリア、ニュージーランドを初めとして、いわゆる風光明媚だと言われる観光地への新婚旅行なども主催旅行として企画をされている。これはだれが主催旅行だという判断をするのですか。こんなのは消費者のレベルでは理解できない部分ですよ。これに類するものが数多く出てきているという状況の中で、あえてこの業法の一部改正の中で、主催旅行

○西村政府委員 たいだいま御指摘の旅行業法の第二条でございまして、これは旅行業の定義をしておりまして、それは、旅行業法が規制の対象とする旅行業の活動の範囲でございまして、その点では今回は変更する必要がないと一応考えて、現行のような形でございまして、その後は旅行業者の活動の仕方について、主催旅行とかその他の旅行ということが問題になるので、このような定義の改正にさせていただきます。

○小林(恒)委員 余り深くこのことばかりを議論するつもりはありませんけれども、先ほど来申し上げているように、ハネムーンなんというのは、この会社名を挙げることは避けられますけれども、「心に残る旅」ということで、こんな分厚いパンフレットが出ていくわけですね。こういったパンフレットのの中身を見ると、これはハワイだけではなく、グアム、サイパン、オーストラリア、ニュージーランドを初めとして、いわゆる風光明媚だと言われる観光地への新婚旅行なども主催旅行として企画をされている。これはだれが主催旅行だという判断をするのですか。こんなのは消費者のレベルでは理解できない部分ですよ。これに類するものが数多く出てきているという状況の中で、あえてこの業法の一部改正の中で、主催旅行

○西村政府委員 たいだいま御指摘の旅行業法の第二条でございまして、これは旅行業の定義をしておりまして、それは、旅行業法が規制の対象とする旅行業の活動の範囲でございまして、その点では今回は変更する必要がないと一応考えて、現行のような形でございまして、その後は旅行業者の活動の仕方について、主催旅行とかその他の旅行ということが問題になるので、このような定義の改正にさせていただきます。

○小林(恒)委員 余り深くこのことばかりを議論するつもりはありませんけれども、先ほど来申し上げているように、ハネムーンなんというのは、この会社名を挙げることは避けられますけれども、「心に残る旅」ということで、こんな分厚いパンフレットが出ていくわけですね。こういったパンフレットのの中身を見ると、これはハワイだけではなく、グアム、サイパン、オーストラリア、ニュージーランドを初めとして、いわゆる風光明媚だと言われる観光地への新婚旅行なども主催旅行として企画をされている。これはだれが主催旅行だという判断をするのですか。こんなのは消費者のレベルでは理解できない部分ですよ。これに類するものが数多く出てきているという状況の中で、あえてこの業法の一部改正の中で、主催旅行

○西村政府委員 たいだいま御指摘の旅行業法の第二条でございまして、これは旅行業の定義をしておりまして、それは、旅行業法が規制の対象とする旅行業の活動の範囲でございまして、その点では今回は変更する必要がないと一応考えて、現行のような形でございまして、その後は旅行業者の活動の仕方について、主催旅行とかその他の旅行ということが問題になるので、このような定義の改正にさせていただきます。

○小林(恒)委員 余り深くこのことばかりを議論するつもりはありませんけれども、先ほど来申し上げているように、ハネムーンなんというのは、この会社名を挙げることは避けられますけれども、「心に残る旅」ということで、こんな分厚いパンフレットが出ていくわけですね。こういったパンフレットのの中身を見ると、これはハワイだけではなく、グアム、サイパン、オーストラリア、ニュージーランドを初めとして、いわゆる風光明媚だと言われる観光地への新婚旅行なども主催旅行として企画をされている。これはだれが主催旅行だという判断をするのですか。こんなのは消費者のレベルでは理解できない部分ですよ。これに類するものが数多く出てきているという状況の中で、あえてこの業法の一部改正の中で、主催旅行

思うのです。

○西村政府委員 ただいま御指摘のように、格安航空券と俗に言われているものが非常に出て回っているというのを私も聞いております。その点で問題が二つあるかと思ひます。

一つは、運賃のダンピングをして売るといふこと。これは自身は航空法の問題でございまして、旅行業の固有の問題だということではないと思ひます。

そして第二に、この航空券を売っている者はだれかと申しますと、これは現行法では航空運送代理店であり、あるいは航空運送代理店でもある旅行業者でございます。このような安売りの航空券が出回っていることが、実際にいろいろな旅行者に対して、不確実な航空券のために不測の損害を与えるというふうな事態も生じております。

【委員長退席、三枝委員長代理着席】

実際のこれらの問題につきまして、今回改正案を出します際に考えましたのは、とりあえずは航空運送におきます航空券販売の秩序の問題だといふことを第一に考えるべきことであり、それがまた実際に今後の問題としては、確かに旅行業者と航空運送代理店が領域を非常に接しておりますので、そこにおいてさらに整序が必要であれば、これは将来の問題として検討していくことが必要ではないか、そんなふうに考えております。

○小林(恒)委員 整合性のある法律をきちんとつくりに上げていく、こういうことは私は必要だと思ひます。そんな意味では、旅行業法を適正化していく、そのために他の法律も一部を改正する、こういったことは通常あるのではないですか。これは航空法百三十三条との関連で、業法固有のものではない、こういった言い方というものは、業法を改正して適正な商行為が行われる、消費者を保護する措置をとっていくといった目的と相反するものが出てきた場合にどうするかという課題は、そういう形で避けて通れる問題ではないと思ひます。

大体年間四百万人を超える海外渡航者が出ると

言われている。こういう状況の中で、もぐり業者が消費者と売買行為を行うことを禁止するとか、あるいは業法の適用を受ける旅行業者そのものが無登録のもぐり業者と取引することを禁止するといふ条項ぐらひは、正確に記載をすべきであつたのではないかと云ひ方は、これは撤回していただかなければいけないですよ。見解はいかがですか。

○西村政府委員 問題の所在は、先生御指摘のようなどころにあるわけでございます。私どもも、先ほど申し上げましたように、そういう点では、旅行業法の旅行業者の対象にこのような航空運送券を売ろうとする事業を行っているものも含めるといふことは、十分立法上考えられることでございます。ただ、現実の安売りの航空券が出回り、そしてまた、それが旅行者の利益を害するような事態といふのは、旅行業法の適用をしたというだけでは片づかない、それは航空運送秩序の回復ということが一つ前提にあるわけでございますので、そのようなこととの関連で、あわせて今後の制度としては十分に検討すべきことだと思ひます。

○小林(恒)委員 観光部長の言い方、ちよつと雑っぽいんですよ。たとえばイタリアに行くのに、正規の航空運賃であれば七十七万二千元、しかしながら、もぐり業者はパンフレットの中で正確に三十万九千円ですか、西ドイツに行くために七十七万二千元のところは、二十一万八千円から二十六万八千円の範囲内でもって航空券を買ってあげますよ、こういうことをどんどん宣伝しているわけですよ。会員もふえていっているわけですよ。この実態を観光部長は知らないわけはないのですよ。こういうものを見ないなんということは言わせないですよ、実際にあるのです。

ところが、こういうもぐり業者がある日どろんを決めれば、消費者は被害に遭わないのですか。こういうことを平然とやらせておいていふことにつながらるのですよ。ですから、あなたの答えていることは、正確な意味で、旅行業界とい

う消費者と直結をする業界に適用する業法を整備するに当たって、どういう感覚で整備をされていったのか。今回、一部改正案として提起をされているものの趣旨がどこにあるのかというそもそもの原点がぼけてしまふ大きな要素になるのです。そういうことではあなたのお答えは答えにならないですよ。

それで、航空局おいでですね。航空局の側にもお尋ねしておきたいのですが、航空法の百三十三条に、こういった形でいま問題提起をされているような航空券を売買する機構というものが許容されているというところがあるわけですね。これを全面的に削除してしまふ問題点が出ることに付いて承知をしないわけありません。しかし、旅行という範囲内で、旅行業という範囲内でのことを考えた場合に、どのような航空局側の見解がおりなのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○仲田説明員 ただいま先生御指摘の航空法百三十三条の趣旨は、あくまでも航空会社代理店として、代理として切符を販売するという行為に着目いたしましてできている条文でございます。したがういしまして、旅行業法の立場からいかにあるべきかというものはまた別の観点があるかと思ひますが、販売の秩序を維持するといふことはもちろん旅行者の利益でもございしますが、航空会社ないし航空代理店の事業遂行のためにも最も重要な事項でございしますので、私どもは、こういうような違法行為がないように指導してまいつたところでございまして、これから厳重に指導を続けていきたいと思ひます。

○小林(恒)委員 まとめて観光部長にお尋ねをしておきたいのですが、先ほどちよつと触れられました。結論だけを求めたいと思ひます。一つは、こういう議論がある。だとするならば、一つは、もぐり業者が消費者と売買行為を行うことを禁止していく、これは今後考えていくのかいかなのか。それから二つ目は、登録旅行業者がもぐり業者と取引をすることに禁止をする考え方が

あるのかないのか、明らかにしてください。

○西村政府委員 旅行業者のもぐり業者との取引につきまして禁止する考えがあるかどうかという点につきまして、私どもの方で、先ほど申し上げましたように、現在の航空運送代理店というものの活動を旅行業の中に取り込むのかどうかというところがまず先決の枠組みの問題だと思ひます。個別の取引の禁止ということはいたしまして、なかなか実効性の問題があるかと思ひますので、むしろ先生が最初に御指摘になったような基本的な部分から旅行業法と航空運送の問題を取り上げていくべきだといふふうに思ひます。

なお、余談でございますが、この検討に際しましては、現在の旅行業法の括弧書きというのは、交通機関の切符の代理販売について全部外しているわけでございます。したがういしまして、今後この問題を検討するに際しましては、一体どういう交通機関について従来のとおりでいいのか、あるいは航空券の場合でも、国内と国際でどう違うのかといふようなこともあわせて、十分実態に即して旅行者の保護という見地から検討していくことだと思ひます。

○小林(恒)委員 今後も慎重な検討を期待していただきたいと思ひます。

次に移りますが、六条の一項八号で「登録の拒否」といふ項目があるわけですが、登録の拒否事業を遂行するために必要と認められる運輸省令で定める基準に適合する財産的基礎」とありますけれども、省令で定める事項は一体何々あるのか。随所に省令という言葉が出てくるのでありますけれども、省令そのものが当委員会に明示をされておられません。省令の概括的な中身、これはあなた方に言わせれば、法律ができ上がらないと省令は出せません、こういうことになるのかと思ひます。省令の骨子、全然なくして一部改正ができ上がったとは思ひきれないわけですが、概括的な部分で結構ですからお知らせいただきたいと思ひます。

○西村政府委員 主要な問題点につきましては、ここでも御説明すると大変量が多いので、後刻

別途提出させていただきたいと思ひます。

○小林(恒)委員 法案を審議しているんですからね。法律ができ上がったからでもおまえらはいいいじゃないか、こう言っているのと同じなんですよ。観光部長。冗談じゃないですよ。正確な意味で、この省令というのは大体どういう形で出てくるのか。したがって、今回提案をしている一部改正というのはどういふものなのですよというところが説明されなくてはならないのではないですか。そんなのは答えになりませんよ。

○西村政府委員 大変申しわけありませんでした。省令の内容につきまして、それでは簡単に申させていただきます。

いま御指摘のありました運輸省令で定める財産的基礎でございますが、これは従来「資力信用」ということで、抽象的、包括的に決めていた事項でございます。このような抽象的な形で登録拒否をするというところは法の安定性を害するというところで、従来通達で明確に定めていたものを、今回はそのまま省令で決めるという趣旨でございます。

この点につきましては、現行は、一般旅行業につきましては純資産三千万円というところでございますので、これをこのとおり省令で決めていきたいと思います。

○小林(恒)委員 純資産、この財産的基礎というのは、そうすると三千万円から変わらないうことですね。

○西村政府委員 そのとおりでございます。

○西村政府委員 (三枝委員長代理退席、委員長着席) 次に、この営業保証金の関係ですけれども、主権旅行を実施する旅行業者については営業保証金制度の拡充強化をする、この理由については、先ほども話が出ておりますからくどくどと申しませんけれども、営業保証金の金額はどんな形になるのか。

○西村政府委員 営業保証金につきましては、二つございます。

今回の改正で営業保証金を拡充しようとするのは、一つは主権旅行でございます。主権旅行の

営業保証金の額は、現在は一般旅行業につきましては、主たる事務所について六百万円でございますが、これを今後の省令の考え方といたしましては、法改正が認められれば、その時点で二千五百万円にいたしたい。それから国内旅行業につきましては、現在主たる事務所について二百十万円でございますが、法施行時にこれを五百万円にしたいというふうに考えております。

それから、第二の営業保証金の改正は、他の旅行業者に主権旅行を委託販売する場合の営業保証金でございます。この点につきましては、一般旅行業につきましては、他の旅行業者の営業所、千営業所までごとに五百万円というように考えております。それから国内旅行業者につきましては、現在関係者とその実態について調査しておりますが、一応二十営業所までごとに十万円というように金額で処理したいかがかと考えております。

○小林(恒)委員 営業保証金が大変な額の引き上げとなっていくという、このことが示されているわけですが、中小の商行為拡大というのは営業保証金の増額、こういふところから非常にむずかしくなっていくのではないかと、このことは旅行業界そのものの系列化を促進することにつながっていくのではないかと、こういう心配をするのですが、この点についてはいかがですか。

○西村政府委員 旅行業界全体として、非常に創造的な意欲のある業界でございます。非常に営業規模でそれぞれが独立にいろいろな企画をし、いろいろな手配をし、営業をやっていくというところでございます。また、そのようなことが、この旅行業の提供するサービスを多様なものとしていくわけでございますが、今回の営業保証金の引き上げによってそのような多様な活動が妨げられるかと申しますと、その点は、一方で旅行者の保護を配慮しながら、一方でそういった中小業者の活動も考えて、一応今回の額を決めたつもりでございます。中小旅行業者も決して楽ではございませんが、決して負担し切れないという額ではないと考えております。

○小林(恒)委員 次ですが、旅行業代理店業の更新の登録廃止などというものが項目として出てくるわけですが、これも、一般旅行業者と国内旅行業者は、三年ごとの登録更新が義務づけられる。ただし、旅行業代理店業の更新については廃止をする、こういうことになっているわけですが、これらも、なぜ廃止をすることにしたのか、この理由を含めて、考え方を示してほしいと思ひます。

○西村政府委員 今回の改正では、旅行業代理店業と、旅行業代理店業が所属する旅行業者との関係につきましては、一、二の改正をしております。それは、旅行業代理店業者は二以上の旅行業者に所属しないという一つ。そして、旅行取引をする際には必ず所属の旅行業者の名前を明示し、それを明示してやれということでございますが、このようなことを通じて、従来とく代理店が所属旅行業者と関係なく固有の取引をしてしまふ。これは旅行業法違反でございますが、こういう事態があったわけで、いまのような改正をしたわけでございます。このように旅行業者の責任の方を今度逆に明確化すれば、旅行業代理店業者自身との問題が起きても、消費者は旅行業者本人にかかっているわけというところに相なりますので、旅行業者の資産信用というものを中心に考えれば足り、旅行業代理店業者の資産信用というところは、これは二義的に考えていいことだというように考えたわけでございます。

したがって、旅行業者の資産信用について十分に審査していくということ、そして、旅行業者の方が旅行業代理店業をしっかりと監督するということを通じて、旅行業代理店業につきましては、三年ごとの登録の更新によりまして、旅行業代理店業の資産、財産的な状況というものをチェックする必要があると考えたわけでございます。

○小林(恒)委員 旅行業代理店業者が財産的基礎を有しているか否かというところのチェックは、そうすると、全面的に所属する旅行業者にゆだねられることになるわけですね。この代理店の更新の

登録を廃止すること自体、運輸省の側では、行政改革の路線に沿って考えれば、業務がなくなっていくことになるでしょう。ただ問題は、旅行業代理店業の財産的基礎の有無を運輸省の責任においてチェックすること、そのことが、消費者保護の面からも従来は必要であったという認識をされてこういふことがなされてきたのだと思ひます。ここはお役所の仕事ではなくて、親会社、子会社という、表現は余り適切ではないのかとは思ひますけれども、業界そのものの責任においてなされるべきものなんだ、こういうことになってしまひはしないのかな、こんな気がするのです。省力化を全面的に否定しているつもりはないんです。ないので、消費者という立場からした場合、それだけでいいのだから、こういう分野でちよつと疑問を持たざるを得ません。このらについての御見解を示していただきたいと思います。

○西村政府委員 ただいまお話しのように、従来は、旅行業代理店業者の資産信用についてもチェックしてきたわけでございます。法律のたてまえから申しますと、旅行業者の代理店が仮に親の名前を示さないで取引をしましても、これは商法の規定で親の責任となるわけでございます。したがって、従来とも親の責任で処理すべきことであったわけでございますが、ただ、万一行業代理店業者が親の名前も示さないで、かつ自分のためとして取引をした場合、こういう場合には、旅行業代理店業者自身の法的な責任がいかにかかってくるか、そういう点について、現在の旅行業法では、登録の更新の場合に財産的基礎のチェックをしていただと解されるわけでございます。

その後、この法の運用を通じてみますと、旅行業代理店業者が起す問題は、いずれも本来親との関係で論すべき問題、旅行業代理店業者自身の最終的な責任の問題というのは私どもほとんど知らないわけでございますので、こういう形で親の方をしっかりとれば現行の状況では十分だということ

と。のみならず、今回の法律改正で、親の責任が法律的にもより正面に出てまいりましたので、親が十分に代理店の行為を監督することもあわせて期待されるだろうというところでございました。また、かたがたの行政簡素化にもなることでございますので、ひとつできるだけ業界自身の自治の問題、業者自身が秩序をつくっていくことを期待しまして、このような改正にさせていただきます。

○小林(恒)委員 旅行業務取扱主任者制度について御質問申し上げておきたいと思ひます。

旅行業務に関するその取引にかかわるサービスあるいは確実性、取引条件の明確性、こういったものを公正に確保するためにこういった取扱主任者制度というものが設けられているわけですが、一つは、消費者保護の立場からいっても、また従業員の資質の向上のためにも、従業員全体が本来取扱主任者の資格を持つことが必要なのではないだろうか。二名というところに限定をすることに、ちよつと疑問を持たざるを得ないわけですが。

近年、営業活動そのものをカウンターで行うといったことというのは、もうほとんどなくなりまして、旅行業者がカウンターにやつてきて、そこで営業するなんというところはほとんどなくなつた。圧倒的多数がアウトセールスになつてきているわけですが、その意味では、取扱主任者というものの存在が、こういったところに限定することになりまして、経営上の管理監督のための資格、こんなことになるのではないだろうかという気がするので、直接旅行者と接する者の資格を含めて、どのような考え方を持っているのか。これは、三月十日に出された観光政策審議会の答申の中にも「望ましい国内観光の実現のために」という、審議の中でそれぞれ議論されていることを承知の上でお伺いしております。で、考え方を聞かせたいと思ひます。

○西村政府委員 旅行業務取り扱いの事務に従事する旅行業者の従業者の資質の向上ということ

は、御指摘のように大変重要なことでございまして、旅行業務取扱主任者の仕事はカウンターで扱うものだけでなく、いま御指摘のような外へ出て外交販売をするというものにつきましても、その契約が適切かどうかを当然チェックしていくべきものでございまして、そういう意味では、単なる名目的な資格ではなくて、実質的な内部での管理チェック業務ということにその働きを期待しているわけでございます。

また、御指摘のような窓口の人たちの能力でございますが、これにつきましては、旅行業者自身の研修あるいは旅行業協会での研修ということを通じて、その能力、資質の向上を図っていくことが必要でございますが、しかし、これを直ちに全部資格制度に持つていくことは、かえつて法が必要ない介入をするということでございますので、いま申し上げました最後のかなめの仕事である旅行業務取扱主任者が、各営業所の中心となつて十分に適正な取引をするということをやつていただきたいと思ひます。

○小林(恒)委員 そこで、資格の問題ですけれども、一つは国家試験、それからもう一つは研修会認定、こういったものが出てきているわけですが、従来は経歴認定というものがあつたわけですが、これも、なぜこの経歴認定というものが廃止をされたようになっているのか、ここらについての考え方がいかがですか。

○西村政府委員 旅行業務取扱主任者の資格につきましては、御指摘のように、従来、国家試験と認定制度と二本立てでまいりました。

認定制度は、一定の経験を前提に資格ありと認定するのでございまして、これは一度に試験制度によつて非常に短期間にやることはむずかしいというところで、昭和四十六年の改正の際には、いわば経過的にそのような認定制度を置いたわけでございます。その後今日の認定制度の運用におきましては、一定の経験を持っただけではやはり十分なものから、一定の科目につきまして研修をしてもらつております。そして、その研修の修

了試験で合格した場合に、その合格したことを条件に認定しております。

こうなりますと、この制度は、すでにございまして国家試験の科目免除、一定の経験者に対する科目免除と同じような働きをしておりますので、これをむしろ国家試験に一本化した方が全体の運用としても単純化して受験者等も非常に便宜かというところで、このような制度にしたいと思つております。

○小林(恒)委員 旅行業というある意味での特殊な業種であるだけに、観光地あるいは旅行者が目的とする行き先の実態、こういったものをペーパー上で承知しておるというのと現実と承知しておるものとの違い、こういったものなども大変多く存在するのではないかと気がいたします。これは、百聞は一見にしかずということわざもありますように、経験という長い間に培われたものを尊重して、こういった取扱主任者という部分で旅行業者に一定の利便を与えていく、正確性を期していく、こういったことが大切なことではないのか、こういう考え方を私は持つのです。

その意味では、一方的に廃止してしまうということについて大変疑問を持ちます。適正化を図っていくという意味で、いま観光部長が言われた内容についてはそれなりに理解をいたしますけれども、廃止するという部分については、経過措置を含めて一部検討の余地があるのではないのか、私はこういう気がいたしますが、この点での見解はいかがですか。

○西村政府委員 旅行業務の取り扱いにつきましては、実務経験が非常に尊重されるべきことは、旅行業務の特殊性から申しまして御指摘のとおりだと思います。

今回、認定制度を廃止して国家試験制度に一本化するといふ場合におきましても、従来の実務について尊重するといふ考え方は、今後とも同様に行き続き変わらなうにやうていきたいということ、現在の認定制度をそのまま国家試験制度の中で実質的に同様に生かしていくということで、先

生のいまの御指摘にこたえることができようかと思つております。そのような配慮を十分していただくものでございまして。

○小林(恒)委員 引き続き、添乗員の関係ですけれども、現在数多く行われているパック旅行等で、添乗員が毎日毎日外国にどれくらい派遣されているのか、観光部長は御承知ですか。

○西村政府委員 現在、旅行業の主催旅行というのは非常に数が行われておりまして、私も推計しますに、海外旅行につきましては年間九万件というのが海外旅行の主催旅行の数だろうと考えております。そして、そのうち添乗員がついていくというのは約五割から六割ということですから、大体五万件、海外旅行につきまして年間その程度の旅行に添乗員が行っているのじゃないかと思ひます。

○小林(恒)委員 数多くあるパック旅行の中で、それぞれ添乗員が配置をされるわけですが、内容的に見ますと、「一週間でヨーロッパ六カ国」などというようなパック旅行というのは、その広大なアメリカの国内の主要都市を何カ所か回つて四日間帰ってくるという、こんな行程もあるわけですが。

一番問題になるのは、添乗員がこういった旅程管理を含めてやつていく、こういったことに義務づけられているわけですが、そのこととらへらに、労働条件、労働基準法というものが守られていないという御判断をされるのかどうなのか。大体、朝目が覚めてから、旅行者は言葉がわからないといふところから添乗員の手をかりなくてはいけないう実態は、さらにあるわけですね。夜お休みになる直前まで添乗員の手をかり、こういった実情の中で労基法は守られているという判断をされますか。

○岡部説明員 添乗員の労働基準法違反はあるかどうかというお尋ねでございます。私ども、業種別に把握はしているわけではござい



ますが、そういう職種別に全国的な動向というものを実はとっておりませんので、実は法違反の状況というのは把握していないというのが実情でございます。

問題があります場合には、それぞれの労働基準監督署に問題が提起されて、そこで、それぞれ処理をされているというふうには思っておりますが、それを全国的な形で取りまとめたということがございませんで、その辺はいまお答え申し上げる用意がないということでございませう。

○小林(恒)委員 答える用意がないのだからしょうがないのですけれども、お役所というところは、監督官の配置数から言えば、一人の監督官が一万五千企業もチェックをしなければならぬ、これも労働条件でありまして、だから、そんなにたくさんの業種に立ち至って全部お役所として監督し切っていますなんてことを言うことだつて、これはおこがましいことなんで、実に正直に言われたんだと思うのですけれども、最近バツク旅行だけではないに、特に海外旅行を通じていろいろの問題点が提起をされてきているわけですから、チェックしていないというのを了とするものではないけれども、重ねてお伺いをしたいと思つたのです。

旅行業者が添乗員をつけないで、本来は添乗員を持っていて自賄いをしていくのが基本かと思ひますけれども、添乗員株式会社のようなところに添乗員の派遣を要請する、こういったことが頻繁に出てきているわけでありまして、たとえばツアーエスコート協会、この業務内容は一体どういった業務内容なのかと言へば、何のことはない、ある旅行業者から依頼をされれば、その旅行業者の依頼に基づいて、何人か配置をされているガイドをその旅行につけてやるといふ、多角的な人材派遣をしますよという宣伝文句なのでありますけれども、添乗員を供給するという会社そのものについて、特に冒頭申し上げておりますように、旅程を管理する、たとえば日本旅行という旅行会社がパ

ツクを計画して旅行日程が決まる。集まったお客様の旅程管理をきちんとして、出発から帰国まで見守っていく。その役割りを添乗員が果たしているかなくては行けない。

こういった場合、問題になるのは、添乗員を派遣する株式会社の人材供給体制、こういったものは従来も随分多くの問題がありました。職安法の三十二条に抵触するのではないだろうか。旅行業者と添乗員派遣会社がきちんと業務提携をすれば、これは職安法に抵触するものではないという見解が一方にありますけれども、旅程を管理する、そういうことになりまして、たとえば日本旅行から頼まれば、ツアーエスコート協会という名刺も持たなければ腕章もつけない、日本旅行株式会社は腕章をつけて、お客様の側から見れば、これは日本旅行の添乗員であらう、こういう認識をしながら旅行をするわけですね。

こういった業態から見ますと、果たしてこれの使用、従属の関係というのはいくつ形になるのだからかという疑問を持たざるを得ません。ここら辺、一つは、観光部長の側で把握をされているものがあれば実態を明らかにしていただきたいと思ひますし、労働省側の見解もただしておきたいと思ひます。

○西村政府委員 現在、添乗員を派遣している会社といたしまして私どもが承知しておりますのは、大体十三社ほど業界にはあつて活動しているようでございます。その数が、全部で添乗員が何人であるかはまだ正確には把握しておりませんが、そのような会社では、大きいところでは二、三百人、小さいところでは二、三十人の規模で提供をするということをやっているという理解しております。

○田代説明員 いま先生御指摘ございましたように、最近、旅行業者のバック旅行というのに旅行業者のいわゆる直用の添乗員でなくて、他から、他に委託をしてその業務を行うケースがある、こういう御指摘がありましたので、私どもの方としましてまたたい調査に入つたところでございま

す。したがって、現在この添乗員の業務というものが、つまり委託を受けていると言われる添乗員の業務というものが果たしていかなる範囲にわたる業務なのかという点については、現在必ずしも詳細に承知している段階ではございませんけれども、ただ、委託を受けた添乗員という業務が、完全に独立した業務として請負になじむものなのかどうなのかという点は、一つの検討問題になるかと思ひます。

私も現在まで承知している限りにおきましては、その派遣する会社というものが派遣する添乗員との間に一応雇用関係を結んでいる、こういう形式をとっておるようでございます。したがつて、先ほど先生が御指摘になりました三十二条的な、つまり三十二条は有料職業紹介事業でございませうから、これは労働大臣の許可をとつて行つた職業紹介ということになります。三十二条の問題に大きくかかわるのか、同じ職業安定法四十四条、いわば労働者供給事業の禁止規定、こういったものとの関連を持つものか、これはなお詳細に検討しなければはつきりいたさない次第でございます。

ただ、いかなる業務におきましても、先ほど申しましたように、完全に独立した業務としての請負が可能であるならば、これには四つほどの条件を持つておりまして、先生御案内のとおりだと思ひますけれども、そういった条件をすべて満たして行えるということであるならばこれは別でございます。また、その点についてはなお今後調査をいたしたい、かように考えております。

○小林(恒)委員 添乗員に限定をして考えますと、旅行業者が旅程をつくる、この旅程に従つて添乗員は作業をする、こういったことになりまして、添乗員株式会社との従属関係というものはもうなくなつてしまつて、これは旅行会社との従属関係になつてしまつては行かないかという、こういう気がいたします。

なぜこんなことを申し上げるのかと言へば、私が今日まで調査をしてきた範囲内で申し上げますと、これはある添乗員派遣株式会社です。

本社は東京にあつて、専従スタッフが七名おる。パートという形でおよそ六百名の要員を抱えている。形としては旅行会社からどこかに、オーストラリアに行きますよとこういうお話が来ると、オーストラリアが得意な添乗員に電話をして、こういうのが来ましたよ、あなた行つてくたさい、こういうことになるんでしようね。六百名ものパートを抱えているという、こういう実態で、これはまあ人によつても大変千差万別なんです、労働量が。年間に、登録をされているメンバーがゼロという人もあれば、かと思へば最高二百五十日仕事に従事している、こういう人もいますわけですね。だけれども、延べでおよそ二百日ぐらい添乗業務についている、こういうことになりまして、またもう一つは、平均して二百日海外に派遣をする、そういった従業員を六百名も抱えておく、抱えておくだけの従業員としての措置を、雇用関係をおこつた添乗員株式会社で十分に持ち得るのかどうなのかという疑問を一つ持ちます。これはまさに供給事業になつてしまふのではないのか。だとすれば、使用員との使用、従属の関係とは見れなくなつてしまふのではないか。有料の職業紹介というもののだとするならば、これは三十二条の中で職種は限定をされているけれども、添乗員という職種は、約二十項くらいあるんでしようか、あの中にはないわけですね。で、こういった特殊な仕事ですよというならば、特殊な方に法に抵触しない形というものをとらなくては行けないんでございまして、実際はこれが放置をされたままに添乗員派遣株式会社の各旅行業者に配付をされているパンフレット、これは実に目に余るものがあるのです。

簡単な文章ですからちよつと読んでみますと、旅行業者よ、あなたは直接添乗員を雇用する必要がありません、こういうんです。なぜかならば、そういう者を雇用すると、仕事がないときに不要時の解雇をするとか、あるいは六カ月間以上継続して働かせた場合に正職員化をするとか、あ

るいは労働組合問題などを含めた労務管理上の問題など、複雑な事務手続を要する人事管理というものに煩わされる必要がなくなるんですよ、こういうことを言っているんです。

本来、こういった課題というのは旅行業者に訴えるのではなくて、添乗員派遣株式会社そのものがこういったものに本当は悩まされなければいけないんじゃないですか、正確にやっているとすれば、やっていないから、派遣株式会社の中では何にも問題が出てこない、こういったことになっていくのではないかと想定をされるのです。

正確な意味でのチェックと、労働省そのものも大変要員のきつい中でお仕事をされていることについては私もよく現場の実態を承知しているつもりですけれども、問題点が上がってくるまで待っているという問題ではなくて、みずから、あえてここで提起をしているわけですから、調査に乗り出すというこんな考え方を持っていた方がいいと考えるのです。考え方はいかがですか。

○田代説明員 先ほどもお答え申し上げましたとおり、現在その内容を必ずしもつまびらかに承知していない段階でございますけれども、少なくとも一方において雇用関係を持つという姿をとっている。しかし、派遣される添乗員そのものは、本来ならば請け負った業務は請け負ったところの指揮監督のもとに業務を遂行しなければならぬわけですから、これがまたそこから離れて一つの業務を執行する、こういう形になりますゆえに、その点で先ほど申し上げたとおりに請負そのものになじむ業務であるかどうかということが一つの問題点である。

また、先生おっしゃられるとおり、それが、派遣元と言われる会社が単に人をあつせんする行為だけに終始してしまうことになれば、先生御指摘のように、民営の職業紹介としまして現在二十四の職種を設定しておりますけれども、本来その中で扱われるべきものかどうかの検討課題も出てこようかと思えます。そういう点で私ども、先ほど申し上げましたとおり、この状態に

ついては十分に調査をしまして適切な指導に移りたいと思えます。

○小林(恒)委員 あと一つだけ御質問申し上げます。添乗員が行う、こういうことになっていきますね。この場合、添乗員が同行しない主催旅行というのはあり得るのかどうなのか、観光部長の見解を求めたいと思えます。

○西村政府委員 添乗員の業務は、旅程の管理をするというところでございます。しかし、旅程の管理をするに当たりまして、最初から最後まで添乗員がいなければ旅程管理ができませんかといいますが、非常に旅行の態様が簡単なものにつきましてはその必要がない場合がある。たとえば航空機の中では添乗員がいなくてもまあ問題は無いというところで、両端の飛行場で添乗員がいればそれでいいというところで、添乗員がリレーをするという形でそれをつないでいく、添乗員がいなくても期間が出る場合がございます。それから一つは、添乗員が行くよりは現地の旅行業者に添乗員と同じ仕事を任せられた方が、現地事情にも詳しい、現地の交通機関の手配等もやっているといる場合には、そちらに添乗員と同じ業務を任せるといいうケースもあると思えます。

○小林(恒)委員 若干のモデルが示されていますけれども、このノー・エスコート・ツアーの場合、いま言われたようなものだけでしょうか。できれば二つ三つ、モデルケースを明示してほしいと思うのです。

○西村政府委員 完全に添乗員がいなくてもいいとして考えられておりますのは現地集合、先ほど申し上げましたような現地の旅行業者にすべてを任せて、そして実際の手配は、現地から管理を必要とするという形で、日本を出るときに旅行業者の方が旅客を乗せまして、あとは全部現地の旅行業者任せということになりまして添乗員が全くつかないというケースが出てまいります。それから、非常に簡単な旅行では、現地の飛行場まで出迎え、ホテルまで届ける、ホテル以後は、また最近利用

が多くなっていますフリータイムというような形でホテルだけ利用している。そして最後に飛行機が出発する前に、また現地の駐在員なり現地の旅行業者が飛行機までその業務をやるといいう形で、省略するということ、基本的なパターンは、現地の手配するあるいは現地の駐在員がこれを代行するということ、そういう場合に添乗員が必要でないというケースが出てくると思えます。

○小林(恒)委員 終わります。

○越智委員長 吉原米治君。

○吉原委員 同僚小林議員とできるだけ重複をしないように、引き続きこの旅行業法の改正案について質問を続けたいと思えます。

いま政府側委員の御答弁を聞いておりますと、どうしても不可解な点がございます。特に、労働省職安局からいいますね。職安法の三十二条の解釈、それと四十四条の労働者供給事業、これと関連して、いままたまた、旅行業者と添乗員派遣会社との間で一定の契約がなされて添乗員なるものを派遣した場合には、両方の、三十二条にも四十四条にも抵触しないのだ、合法化されておるのだ、こういう御答弁がございましたが、どういう契約をした場合に合法的になるのですか、ちょっと聞かせていただきたい。

○田代説明員 お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げたときも申し上げたとおりでございますが、いま行われている添乗員の派遣が合法であるかどうか、これは私どもの方はいま調査をして結論を出したいと思えますので、合法であるということをお述べたつもりでございます。

そこで、問題になる部分といたしまして、職業安定法上では、一つは三十二条のいわゆる有料職業紹介関係の規定、つまり、これは御案内のとおり、現在の労働力需給の観点から国の公共の機関をもってその調整に当たっているわけでございしますが、特定の職種につきましては労働大臣の許可のもとに民間において職業紹介ができる体制をとっているわけでございます。ただ、現在この中

で行われておりますものは二十四の職業でございまして、この中には添乗員業務というようなものは入っておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、現在まだ詳細な調査が完了していませんけれども、私どもがいろいろ知っている限りにおきましては、この派遣する会社は、派遣する添乗員について一応雇用契約を結んでいるということ、それから派遣する相手先である旅行業者との間に業務委託契約というものを一応結んで行っているという形態があるということは先ほど申し上げたとおりでございます。

したがって、通常職業紹介と申しますのは、御案内のようにその雇用関係の成立をあっせんする行為でございますので、すでに雇用関係を持つているという立場でのお話でございますので、いま申しましたとおり、三十二条の問題よりも四十四条の問題としていかなる問題があるかというものをまず当面はつきりさせていきたい、かように考えているわけでございます。

○吉原委員 いままでに、どういうケースの場合に労働大臣が許可をして、そういうことをやらした場合があるか、その具体例があればひとつ示してほしい。

○田代説明員 いまの御質問は四十四条に關しての御質問だと……

○吉原委員 四十四条はいから三十二条。

○田代説明員 三十二条は、先ほど申しましたように職業紹介行為でございます。現在、二十四の職業というもののについては、これは特定のいわゆる特殊な業務であって、必ずしも公共職業安定所がこの紹介に当たるよりも有効な紹介行為が得るであろう、こういったものについて定めておりました。内容を申し上げますと、たとえば芸能関係の仕事であるとか、あるいは科学技術者とか経営管理者の方であるとか、あるいは医師、看護婦、そういった方の関係であるとか、いずれも特定の資格なり経験なりあるいはそういった領域なりというものを保持している二十四の職業についてこれは労働大臣が指定をいたしております。これに基づ

あるいは添乗員の資質を向上しないと、法の改正の目的は達成できないと思っておるのです。いま申し上げましたような、きわめて無責任な添乗員



が今後出てくる可能性もある。

その添乗員の仕事ですね、今度新しく用語で生まれました「旅程管理業務」、この中身をまず聞かしていただきたい。

○西村政府委員 今回の法律で問題となりました主催旅行では、その一番の中心は、やはり旅行業者が旅行を計画したわけでございますので、それに応じて旅程を管理するというところでございます。したがって、まず自分の立てた計画を確実に実行するというところで手配をチェックしていく、そして、旅行業者が手配した先から旅行サービスを実際に受領するということが、これは団体旅行の参加者のために確実にサービスを受領するということが、そして、予測しない事態が生じたときに必要な旅程の変更を行って、原則として基本的な計画の実現に努めるということ、そして団体を統率して最後まで旅行を完了させるようにする、以上が主な旅程管理の業務と考えております。

○吉原委員 そういふ重要な旅程管理業務を自分の会社とは別の第三者の企業、会社といいますが、先ほど言いましたそういう協会、しかもその協会の職員のような、そうでないような、パトリックにその協会に登録をして、そういう者を雇って、それで旅行業者が計画をした重要な旅程管理業務を一体どういふ添乗員で消化できるのだろうかという点。事故の起きた場合の対策などについては、それはなれておるかも知れない。しかし、本来旅行業者の、主催旅行をやる会社の従業員でないから、いい悪いは別として、おれは会社の代表なんだ、現地の代表なんだから、この乗客との間では、ひとつ完全な楽しい旅行をやつてもらうんだという、本来旅行業者の立場といいますが、その旅行を主催した会社の立場というのは、非常に認識は薄いと思ふのです。

いま旅程管理業務の中身を説明されましたけれども、そういうことはできないと私は思つておる。きわめて無責任な添乗員が今後出てくると思ふのですが、この添乗員の仕事というのは、大半がこの旅程管理業務を行う。一般的に言つて、添

乗員の業務基準だ、こういう理解をするのですか、いかがですか。

また、その結果起きたいいろいろなトラブルについては添乗員の責任になるのですか、旅行業者の責任になるのですか、どちらですか。

○西村政府委員 添乗員の業務の基本は、先ほど申し上げましたように旅程の管理でございます。添乗員が行うのは、まさに旅行契約に基づきまして旅行業者が果たすべき旅程管理の業務を現地で行うものでございまして、当然、添乗員の行った行為というものは旅行業者が責任を持つわけでございまして、この点は、いまお話がありました添乗員派遣会社からの添乗員であろうと、またこのような派遣添乗員と同じように海外のツアーオペレーター、いわゆるランドと呼ばれておりますが、そのランドが行います添乗業務、日本から派遣される添乗員と同じような業務をやっておりますが、これもやはり同じように最終的には旅行業者の責任でございまして。

そういう点で、今日まで派遣添乗員が実際に問題を起こしたかと申しますと、私どもはそれは聞いておりませんし、派遣添乗員がふえておりますし、また一般的に派遣添乗員の資格そのものについて悪い評判は聞いておりません。

○吉原委員 ちよつと営業保証金の問題で、先ほど同僚議員にお答えになったわけでございますが、営業保証金制度を拡充強化する、そのことによつて不良業者を一掃するというねらいがあると思ふのです。それはそれなりに理解するのですが、一律に、大小問はず、少なくとも登録をしておる旅行業者には五千万とか、あるいは代理店の数によつては一店三十万、さらに受託営業所に係る保証金については、千店舗までが五百万、こういう一律に増額をするということについてはいかがなものか。特に中小の企業の立場からいいますと、私は大変な負担になると思ふのです。

そこで、少なくとも受託営業所に係る保証金、こういうものは、取り扱い高といひますか、その会社の過去二、三年なら二、三年のデータでもい

いのですが、そういう取り扱い高、量によつて差をつけるべきだ。たとえば千店舗まで広がる場合は五百万といふおっしゃったわけですが、一店舗から百店舗未満とか、百店舗未満は、たとえば百万なら百万でいいとか、そういうまじめな中小企業が立ち行くような配慮をぜひすべきだと思ひますが、この点についてはいかがですか。

○西村政府委員 ただいまの御質問でポイントが幾つかあると思ひますが、一つは、中小旅行業者の負担が大きくないかということが実質的な問題点だと思ひます。

御承知のように旅行業協会に加入いたしますと、その負担は分担金として五分の一になりますので、今回の改正の場合に千店舗まで委託いたしました、営業保証金の額でございまして五百万でございまして、負担は百万円ということでございます。そして刻みを千円、二千円という、このよう非常に粗い刻みにしておりますが、中小の旅行業者と申しましても非常に数多く店舗を使っております。私どもが調べましたところ、過半数のものが五百店舗以上のものを使っております。したがって、おおむね千という刻みでやつていくことが実態に適合するというのが中小旅行業者側の意見でございました。

それから、いまの刻みをそういうふうに非常に粗くいたしましたのは、実際に中小旅行業者がパンフレットを配り、取引をする相手の事業者の数が非常に多いものですから、その都度数を変更すると非常に厄介だということで、その間新たな手続きが要らないように手続を簡素化するという趣旨でこのような粗い刻みにしようという、非常に強い要請であつたわけでございます。

○吉原委員 これはいますぐ、約款の中でこういう問題については検討されるわけでございますし、う、違ひますか、具体的に金額を幾らにするかといふのは。

○西村政府委員 金額の決定は省令ですることになります。なお御指摘のような問題もよく勘案しまして、今後省令を決めます際にはもう一度開

係者の意見を十分聴取する予定でございまして。

○吉原委員 はい、わかりました。

そこで、業者と添乗員、この二つがやはりきちんと歯車がかみ合つて一つの観光をしなければならぬと思ふのですが、そういう意味で添乗員の質、あるいは旅行業務取扱主任者、こういうものを制度として充実強化していかなければならないと思ふわけでございますが、今度の法改正の中で、従来の経験重視といひますか経験認定、こういふ点でございまして、その経験認定制度が実は今度私どもも言いますが、その経験認定制度が実は今度私どもも言いますが、その経験認定制度が実は今度

添乗員の場合は、あるいは旅行業務取扱主任者、こういう者は幾らベーパーテストができたとしても、経験がないとどうしても役に立たない。今日までは経験を大変重視してこられたわけでございますが、今度の法改正でわざわざこの経験認定制度というものをやめてしまった。いままでの経験重視という運輸省観光部の方針からいって、いささか問題があるように思ひますが、従来の国家試験だけで取扱主任者を決める、あるいは講習会で認定をする、もう一つこの経験認定という三本立てのものが、今度は二本立てになるわけでございます。こういった講習会認定というものが残るわけでございますが、三つあった制度を二つにする、その残した二つの制度の中で、経験を重視するといふ考え方はどこでどう救済をしていくのか、具体的ににお答え願ひたい。

○西村政府委員 旅行業務の取扱主任者の試験に今回一本化するということでございまして、取扱主任者の試験につきましては、一定の経験のある者につきましては主任者試験の一部免除という制度が現行法では設けられておりますので、こういう点で一定の研修あるいは一定の資格のある者についてやつていくという運用で、従来認定制で行つておりました実際の講習、そして認定という形をこの中に十分取り込んでいきたいと思ひております。実質的には従来と同じような内容でやつていけると考えております。

○吉原委員 具体的には国家試験の一部を免除す

る、従来経歴だけで資格を得た人は、十年の間に七年の実務経験があれば経歴認定だけで、若干のテストがあったようでございますが、書類審査というかそういう審査だけで資格がもたらえた。それともう一つの、五年の間に二年の実務経験のある者、これは講習を受けて試験を受けてそして資格を取る、こういうことになるわけでございまして、今度の場合、三つあったのが二つになるということになる、五年の間に二年の実務経験のある者は一体講習会に從前どおり参加できるのかどうなのか。七年たたなければ講習会にも参加できない、そういうことが起こりそうなき感じがするのですが、その点は問題は起こりません。

○西村政府委員 試験科目免除の前提となります講習会の参加については、従前と同じような形で運用する予定でございます。

○吉原委員 そこで、一番問題になります出先で添乗員がやる行為になるわけでございますが、法第十三条で、禁止行為がそれぞれ書かれてございます。もちろん法的な違反事項はやってはならぬことでございますが、添乗員と旅行者との間で過去いろいろ現地でトラブルがあったようにございます。

特に十三条の三項に、「旅行者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に關連して次に掲げる行為を行つてはならない。」とありますが、「代理人、使用人その他の従業者」というのは大変漠然とした表現でございます。具体的には、「代理人」ぐらいまではわかりますが、「使用人その他の従業者」とは一体どういう者を考えていらっしゃるのか、そのことが一つ。

それから、「旅行業務に關連して」とあるのが、旅行業務に關連して旅行先に行つて添乗員に、あれをしてくれ、これをしてくれ、こういうところに行きたいが案内してくれ、こう言われて案内をするということも含めたものになるのかどうなのか。それが含まれるということになりますと、添乗員としては現地の言動は非常に制約をされる。よほど気をつけてやらないと、法的な責

任はそれは業者にある、こう言われても、その社内の罰を食わなければならぬ、そういうことになりまして、添乗員は非常に神経質にならざるを得ない。

ですから、「その他の従業者」というところはこういうことを考えておいて、「旅行業務に關連して」というのはここまででございますよという定義があれば、ひとつお答え願いたい。

○西村政府委員 十三条の三項の「代理人、使用人その他の従業者」のまず範囲であります。「使用人」は通常雇用されている者を指していると思ひますが、「その他の従業者」は、実質的には先ほど申し上げた現地のいわゆるランドという手配業者の従業員で、旅行団体に同行して添乗業務をやるという者が含まれるかと思ひます。

そして、「旅行業務に關連して」ということでございますが、これは一番狭いのが、旅行業務そのものとして行つ場合、それから旅行業務を行うに際して旅行業務のために行つ行為、それから一番広いのが、旅行業務を行うに当たつてその時点で旅行業務を遂行することと一緒に行為といふことが「旅行業務に關連して」の範囲だと思ひます。

○吉原委員 そういう抽象的な表現は、私も答えることができるのです。旅行といふのは、そういう意味では大方観光だと思ひます。だから、シンガポールならシンガポール、ハワイならハワイ、そこへ行つて町を観光するといふ場合に、当然目的が観光ですから、市内を観光したい、こういうことになるわけでしよう。ですから、大方の皆さんが休んでから、この町の何町へ行つたらあなただけの希望するところがありますよ、こういう情報提供を添乗員から受けて旅行者が個人で行つたことだけでは、添乗員は情報を提供したといふことだけでは、非常に微妙なところですが、「旅行業務に關連して」という限度といひますが、このぎりぎりのところが聞きたい。こゝまでは大丈夫だけれども、これから以上はいけませんよ、添乗員の禁止行為。

○西村政府委員 「旅行業務に關連して」ということに關しましては、先ほど一般的なお答えを申し上げたわけですが、実際には、添乗員が同行してやっている場合に行われることは、通常「旅行業務に關連して」と理解すべきだと思ひます。

そして、いま言われたようなやり方、そういう話をするといふことにつきましては、その後の「便宜を供与する」といふことに当たるかどうかといふことの問題だと思ひます。私も「便宜を供与する」といふのは、サービスの提供に關連して、直接サービスの受け手が便利になるような行為を指すわけでございまして、そのような関連性が比較的低いといふような、たとえばその市内の地図が欲しいといふようなことは直接的な関連がないわけでございまして、その市内でこういうサービスをするのはどういふ店があつて、そこはど

ういふふうに行けばいいのだといふことを逐一教えるといふ行為、これは「便宜を供与すること」に当たるかと思ひます。

○吉原委員 時間が来ましたけれども、そういう情報提供も含めてこれは禁止行為の範疇に入るのだといふことになりまして、これは見られたかどうかかわかりませんが、こういうガイドブックがたたくさん町にはらんらんしておる。このガイドブックで、お客は少なくとも一定の知識を持つて現地に行くわけです。その場合に、どうもこの町のここは行くのがわからぬ、ちよつと案内してくれ、あるいは、ここに行くのはどうしたらいいの

か、添乗員にその情報を受けて行かなければならぬといふことになるわけでしよう。それができない、今度の禁止行為でできないといふことになる、情報を提供することはあかぬといふことになりまして、それを拒否した場合に、乗客と添乗員との間では当然トラブルが起こる。君は何のために添乗員で来たのか、知つておつてもお客に情報を提供せぬのか、けしからぬ添乗員だといふことになりまして、私は現地、出先でトラブルが起これると思ひますよ。そういう問題はど

○西村政府委員 今回の法律改正の目的は、不健全な旅行を防止するといふことにあるわけでございまして、少なくとも不健全な旅行を防止するのは、まず旅行者に対して、そのような行為に關与することを自制するといふことを要望しなければならぬわけでございまして、いまお話しのように、しばしば旅行者側がそのような行為を旅行者、添乗員に強要するといふ場面もあると思ひます。

この点につきましては、大変遺憾なことで、この法律が本當の意味で実効性を持つには、国民一般が、そういうことはよくないのだといふことを十分理解した上でないと、この法律を厳密にやることは、おっしゃるやうに旅行者あるいは添乗員いじめになりかねないといふことを強く私も憂へます。その点につきましては、国民一般が本當にそういうことはいけないといふことをよく自覚してやつていただく、旅行者だけあるいは添乗員だけを悪者にしようとする一般の風潮があれば、それは私も添乗員と一緒に抗議したいと思ひます。そういうことで国民一般の御理解をぜひ得たいと思ひます。

○吉原委員 時間が参りましたけれども、いまの観光部長の御答弁で納得はできませんが、あとまだ三十分、時間をきようは残しまして、終わりにしたいと思ひます。

最後に大臣、二時間にわたつていろいろ観光問題を御勉強になつたと思ひますが、御案内のやうに大変問題のある業界でございます。あるいは問題を多く含んだ業種かと私は思ひます。そこで、監督官庁である運輸省として、特に最高責任者である運輸大臣として、今後観光行政を一体どういふ方向で指導していかれようとするのか、決意のほどを伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○小坂国務大臣 ただいままで二時間にわたつて両委員から、きわめて適切な問題点の御指摘があつたと私は思ひます。ずっと伺つておりました、そうした問題あるいは運営上においてそういうこ

とが起らないようにするということは、運輸省としても十分考えてまいらなくてはならぬと思ひます。

今度の法律が、先ほど来るる申し上げているように、やはり旅行者の保護ということが非常に大事なことである。同時にまた、社会的に、世界的に見ても、日本の旅行そのものが、ある場合には相手国の法律に違反するようないふこともあつて、その点多々指摘されているといふ現実もあるわけでごさいます。そうしたもうもの問題を今度の改正によりましてできるだけよりよいものにしていきたいという考えでございすが、これは特に旅行者の責任というものがやや過重に思へるほどの重さになるわけでごさいます。その点を十分理解していただきたいのと、同時にまた、旅行するわれわれ自身も、あらゆる面において世界的な日本人としての姿勢を保つことを期待してゐるわけでごさいます。

○吉原委員 終わります。

○越智委員 久間章生君。

○久間委員 旅行業法の一部を改正する法律案に關連いたしまして、運輸大臣初め関係部長にお尋ねいたしたいと思ひます。

まず初めに、今日、国民所得の増大と国民生活の向上によりまして、国民の旅行に対する欲求といひますか、意欲は非常に増大してきておりまして、また、その求める旅行の態様というののも多種多様に變化してきておるわけでごさいます。そういう意味では、昭和四十六年に施行された本旅行業法を、十年以上たった今日この時点で新たに見直して改正をされようといふことは、まさに時宜に適したものだと思ひます。

そこで、このような趨勢が過去十年間の間に、海外旅行をとつてみましても、百万から四百万といふふうにあつてきたわけでごさいます。これら先づも、こういう趨勢を踏まえながら、これから先わが国の旅行といふのは一体どういふふうに変化していくのか、そういう中であつて旅行業といふの

をどのように位置づけようと考えておられるのか、特に外国との旅行といふのは、これは国際交流の意義という点からいへば重要な問題を持つておるんじやないかといふふうに思ひます。けれども、大臣におかれまして、この点についての御所見をまず承つておきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 今度の法律改正の趣旨は、ただいま委員の仰せられたとおりの点であるとわれわれ認識しておりますが、やはりこうした国民のニーズに対して十分対応できるような、そしてまた、今後あらゆる面において日本人の、国民の海外との交流の機会を増大していく、そうしたことが企図されたこと、また期待されたこと、それに運ばれていくことのために、まず第一義的に、旅行者といふものが今日までの、十年昔につくつた法律である以上、今日の姿に變貌していかなければならないといふことであると思ひます。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○久間委員 細かい問題に入ります前に、基本的に希望を述べておきたいと思ひますけれども、今回十年たつてこのように旅行業法の一部が改正されることになつたわけでごさいます。

私は、この旅行業法といふのがどうも旅行者、それを中心に規定して、旅行あつた旅行業法以来ずっと今日まできておるわけでごさいますけれども、海外での不健全旅行の問題を初め、あるいは海外でいふような事件を頻発する、そういう問題も含めまして、これから先は、旅行者ではなくて、旅行そのものあるいは旅行者といふものをもう少し前面に出して法律上規定していくといふような、そういう時代がやはりやってくるんじやないか、そういうふうな気がいたしておるわけであり

ます。後からまた問題にしてまいりますけれども、先ほど航空法の百三十三条ですが、その問題につきまして同僚委員から質疑があつておりましたけれども、その話を聞きながら、やはり航空法は航空業界、航空業といふ業を規定してある。旅行業法は旅行業といふ業を規定する法律になつて

おる。運輸省の法律はえてしてそのように業者を規定する、規制するための法律という形で規制がなされておるために、どうしても旅行者に概念をしばつて議論をする、いろいろと非常に両者の間の接点といふことになつてしまつて、なかなかむずかしい問題があるわけだけれども、これはやはり一つには、旅行者の保護といふことを盛んに大臣、おっしゃられましたけれども、旅行者の保護といふよりも、やはり旅行者を規制する法律として旅行者を保護しようといふ間接的な保護になつてゐるために、少し無理があるんじやないか。これから先ますます旅行者がふえていつて、今後四百万人があるいは一千万人になるとか、拡大していきますと、正面からそのように旅行者を一緒に含めて規制をするような、あるいはまたその促進を図るような、そういう基本法みたいなのが必要になつてくるんじやないか。

不健全旅行につきまして先ほど橋本部長さんが、これが業者いじめをするだけの法律になつたんでは自分としても心外である、やはり国民全体が不健全旅行についての理解を、やめようといふ配慮をしてもらわなければいけないといふことを言われたわけでごさいますけれども、じゃそれをどこが担当するのといふことになりまして、これまたなかなかむずかしい。私は観光部長には、やはりこの問題については観光部が現行の設置法上はPRその他をやつていかなければいけないのじやないか。それを人ごととみないにおつしやるのは、やはりちよつと責任の回避、あるいは将来の展望を考えましたときに、運輸省の観光部として問題が少しぼけてしまつておるんじやないかといふような、そういう気がするわけでごさいます。

そこで、この不健全旅行について、この際また二、三点お尋ねしようと思ひます。

わが国のいわゆる買春ツアーが東南アジアその他外国で問題とされまして、これについて国際道義上も何らかの措置を必要とするといふような、そういう必要性が生じた今日、この改正がここに

行われまふといふことは非常に結構なことだといふふうにお尋ねをさせていただきます。ところが、今回の改正では、これらを具体的に買春その他悪質行為として列挙せずに、抽象的にいふやうな旅行地の法令に違反する行為として規定しているため、ややもすると問題となつた焦点がぼけてしまふんじやないかといふような気がいたしまして、改正の趣旨がなかなか生かされないんじやないか、そういうふうなことが懸念されます。

なぜかういふふうな抽象的な規定をされたのか、その背景等について、あるいは理由等についてお尋ねしたいと思ひます。

○西村政府委員 今回の法律改正におきまして、いわゆる不健全旅行対策として書いた法律案の規定の仕方が、旅行地における法令に違反する行為という形でとらえたのは、一つは、今回の改正の目的が、もちろん具体的に不健全旅行、いわゆる買春その他そういう行為を防止しようといふことにほかならないわけでありすが、最終的には、旅行者がこれからも引き続き海外旅行を主催していくという場合に、旅行先の相手国との関係で、その国の法令違反を積み重ねるということでは相手国から受け入れられないといふことで、そういう意味での国際性といふものをやはり重視しなければいけない。そうなりますと、各国でいけないという行為はいろいろあるかと思ひます。そういうことで、事は買春とかそういう問題に限定すべきでなく、今後いろいろ多様な問題に対処し得るやうに、その国の秩序に従つて整序された旅行をやるといふことが必要だといふふうな考え方から、このような規定になつたわけでごさいます。

○久間委員 買春あるいは大麻パーティーその他、現行わかつておる不健全といひますが、法令に違反する行為以外も、将来また考えられる場合もあるからといふようなことだろうと思ひますけれども、今回の趣旨は、先ほど言ひましたやうに、一番問題となつた点がやはり中心だといふことを、努めて法改正の周知徹底を図られると

きに努力していただきたいと思うわけでございます。

そこで、今回の改正では、これら不健全旅行業者があつてせんすることを禁止しておりますけれども、これに違反しても罰則の規定はなく、単なる訓示規定になっているようにございます。このようなことで、これまでの悪習が果たして改まると考えておられるのかどうか。

また、買春の問題につきまして、さつき言いましたように業者だけではなくて、一般旅行者のモラルの問題についてもやはり啓発をしていかなければいけないわけでございますけれども、今後観光部として、本改正案が通過するのを機に、どのようなそういった啓発行動をあわせて行うとしておられるのか、その点についてもお尋ねしたいと思ひます。

○西村政府委員 今回の十三条三項の改正におきましては、この行為を一般的に旅行者及びその使用人等に禁止しているわけでございますが、これは、この規定に違反いたしましたときは刑罰規定はございせんが、旅行業者の登録の取り消しまたは営業の停止といった処分、旅行業者にとつては一番厳しい、言つてみれば今後仕事ができなくなるということで、一番厳しい処分を予定しております。そして、刑罰法規の適用を考えていないのは、あつせん行為の前提となる行為自身が、あつせん行為の対象となる行為自身の違法性についてわが国の刑法がどう評価するかということとの関連がございまして、それについては、たとえば海外で買春なら買春をする行為自身を規制することが必要になってまいらると思ひますので、そのような体制もございせん。今回の改正は、あくまでも旅行者自身のモラルの問題ということで、このような改正案にさせていただいたわけでございます。

○久間委員 次に、今回の改正では、旅行者に対して旅行者との関係でその責任の所在を明確にし、また、その責任を担保させるために営業保証金を供託させる等の措置が講じられることになつておるわけでございますけれども、私が、先ほどの同僚小林委員と航空局の監理部長さんあるいはまた観光部長さんとの質疑を聞いておつて疑問にも思ひますし、また、一般の旅行者の方々から話を聞いておりましたも、一般旅行者にはこのように多くの規制を設けながら、航空運送代理店については、航空法の第百三十三条により運輸大臣への単なる届け出だけで済むことになっているため、いわゆるチケットブローカーと称される一部の者が、マンションの一室に事務所を置いて切符を売り、お金を持ち逃げしたり、あるいは乗るべき飛行機に乗れなかつたということ、旅行者とのトラブルが起きているケースがあるやに聞いております。

観光部としても、旅行者の保護と安全快適な旅行の確保という観点から、このようなもぐりのケースといひますか、いわゆるチケットブローカー等のこういった問題について、航空局と連絡をとりながら、こういうふうなことのなないように十分適正な措置を講じていかなければいけないのじやないかというふうに思ひますけれども、まず、この点についての観光部長からの御所見を承りたいと思ひます。

○西村政府委員 ただいま御指摘のとおりで、チケットブローカーが不良な航空券あるいは航空引きかえ証を出すという事態は、先ほどおっしゃいましたように、旅行者という立場からは、旅行業法だろが航空法だろが、そういう事態が横行しているということは大変遺憾なことでありまして、私も、そういう何法かということを超えて対処すべきことだと思つております。

そういう点では、先ほど申し上げましたように、一つは、格安航空券が出回るような基盤そのものの問題が一つと、それを扱うブローカーの存在をどうするかという二点でございます。まず、ブローカーそのものの問題については、先ほど申し上げましたが、旅行業法の中でそれを解決することがどこまでできるか、航空局とも相談の上、十分検討してまいりたいと思つております。

ます。

○久間委員 そこで、監理部長さんにお尋ねしたいわけでございますけれども、旅行業法では、今回の改正によりまして、登録違反といひますか、旅行業を行おうとするときには登録をしなければいけない、それに違反した場合には五十万円の罰金になっておるわけですが、また、これを今度はやめます場合に、たとえば旅行者が個人の場合ですと、たまたま亡くなった、病気で死んだ、死んだ場合でも、つい四十九日済むまでというようにことで忘れておつて三十日過ぎてしまつた場合でも、廃止届を三十日以内にしなければいけないわけですから、廃止届を忘れてやめた場合でも十萬円の過料になっておるわけですが、ところが、航空法上は、先ほど言ひましたように届け出だけで済むし、届け出を仮にしなかつた場合、あるいはやめた場合でも一緒ですけれども、しなかつた場合でもわずか三萬円の過料にすぎない。そこは非常に均衡を無視している。航空運送代理店業として届け出をしさえすればやれるし、また、その届け出をしなくてもわずか三萬円の過料で済むというふうな、そういうところがやはりチケットブローカーを暗躍させている一つの温床になっているのではないかと、そういう気がするわけですが、確かに航空法のたてまえから、航空法の目的その他をよく読んでみますと、この旅行者との関係は非常に枝葉の問題になるわけでございまして、だから航空法の本来の目的からいくと非常に端々の問題であるために、このように過ち料も非常に軽くなつてゐるのではないかと、こういう感じがするわけでございまして、監理部長として、この点についてはやはり均衡を失つてゐるというふうなそういうお考えはお持ちでないのかどうか、その辺も踏まえながら、なぜこれを届け出だけでこのように旅行業法にたいして登録制度をとらないのか、その辺についての御所見を承りたいと思ひます。

○中田説明員 御指摘のとおり、航空代理店に対する航空法の規制の内容と旅行業法の登録義務との差と申しますか、違反に対する差というのは、若干の差がございまして、

しかしながら、私どもは、航空代理店と申しますのは、先ほど申し上げましたように、いわば航空会社の代理人という部分だけに限つて届け出を認めてゐるわけでございまして、それ以外に、通常の代理店は旅行業法に基づく登録を受けているという場合が大部分でございまして、こちらの方の法律の法規制の中で十分適正な監督が行われているというのが現在の実情であるかと思ひます。

代理店といひまして、たとえば運賃の違反とか、そういうような航空会社としても違反になるような事項が御指摘のようにございまして、こういう面につきましては、私どもは、実態的に代理店そのものを押さえるというか直接に取り上げるといふことよりも、そのもとになつております航空会社自身の運送秩序、運賃市場の秩序を維持するといふことが、それ以上に根底の問題として大事なものであるといふふうに認識しております。実は航空会社の間に一つの市場秩序を維持するための委員会といふものを国内航空会社、それから国際航空会社、全部含めましてつくつて、お互いにそういうような格安の航空券を売らないようにという自主規制をやつて、またある意味ではお互いに監視をしてゐるという制度をつくつてゐるわけですが、こういうものを通じながら法の遵守といふことを進めておりました、私どもは、現実的には罰則を強化するといふことよりも、こういう形で行政指導を進める方が実効的であり、かつ、現実的であるといふふうに考えて、いままでやつてきておる次第でございまして、

（橋本委員長代理退席、委員長着席）

○久間委員 そのような正面からの行政指導といひますか、航空運送業者を指導すれば、それですべてがうまくいけばいいわけでございますけれども、先ほど観光部長が言われたように、現実には航空運送代理店業といひますか、そこまでも届け出をしてない業者も中にはおるのじやないかと思ひます。

（橋本委員長代理退席、委員長着席）

○久間委員 そのような正面からの行政指導といひますか、航空運送業者を指導すれば、それですべてがうまくいけばいいわけでございますけれども、先ほど観光部長が言われたように、現実には航空運送代理店業といひますか、そこまでも届け出をしてない業者も中にはおるのじやないかと思ひます。

○西村政府委員　営業保証金の金額自身は、五分の一という率は、これは今後、倒産その他営業保証金の還付の事態が出てくることが十分予想されますので、事実、最近はそのような事件が漸増してまいっておりますので、全体としては利息がとれます、そのための準備金がふえますが、準備金のパランスから言いますと、五分の一の形というのは今後とも維持しなければ全体としてのパランスが悪くなるおそれがあるということで、五分の一というのは据え置いております。

それから、いまお話しした保険料でございますが、まず営業保証金そのものは、これは供託をしま



ませんと他の差し押さえの対象となりますので、自由な運用という形は絶対やれないということでその額を全部供託しているというのが制度的な意味でございますが、いまのお話のような保険制度にするときは、保険料そのものを会員から徴収して取りまとめてトータルでやるというわけで、いわば信用保証協会のようなものをつくってやるという制度がこれにかわってくるかと思いますが、これにつきましては、かなり専門的な研究の期間が要りますし、全体としてのバランスなり、一番問題になります債権者への弁済が、実際にどの段階でだれが責任を持ってやるか、保険会社がやるのか、それとも他の者がやるのか、そこら辺の問題も出てまいりますので、制度的には十分研究に値すると思いますが、まだその結論が得られないので、引き続き勉強させていただきたいと思ひます。

○久間委員 終わります。

○越智委員長 次回は、来る二十三日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十分散会